

東北電気管理技術者協会会員の皆様へ

会員およびその従業員の任意労災補償制度

## 業務災害安心総合保険のご案内

この保険は、協会会員およびその従業員が  
ケガや業務上の病気に  
備えられるようにもうけられた制度です。



団体契約者

**一般社団法人 東北電気管理技術者協会**

仙台市青葉区花京院2丁目1番11号

TEL (022) 261-6015

災害発生時において協会会員およびその従業員は、会員個人ではなかなか手に入れることができない

## 「より安い保険料で、より大きな補償！」

を目指した補償制度に、協会の団体契約のスケールメリットを生かした割安な保険料でご加入いただくことができます。

特に、会員相互（会員の従業員を含む）で助け合いながら業務遂行させているケースでは、元請・下請関係の災害補償を確立するには、個々の会員およびその従業員にご加入いただくことが最良の手段ではないでしょうか。

### （１）この補償制度のメリットと特長

- ① 一般社団法人東北電気管理技術者協会を団体契約者とする団体加入方式ですから、保険料が割安です。
- ② 加入依頼書による申込みとなりますので、申込手続きが簡単です。
- ③ 年齢・性別にかかわらず保険料は一律です。
- ④ ケガ等により就業不能となった場合の休業補償。
- ⑤ 治療にかかわる公的医療保険制度の一部負担分や、差額ベット代などの自己負担額をお支払いする治療諸費用補償。※一部プランを除く
- ⑥ ご家族の生活補償および従業員の遺族補償として有効です。
- ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ等も補償します。

### （２）補償内容

#### ケガ等による死亡、後遺障害の補償

死亡補償

後遺障害補償

##### 死亡補償保険金

業務中のケガ、業務上の病気で死亡されたとき

##### 後遺障害補償保険金

業務中のケガ、業務上の病気で、後遺障害が残ったとき

#### ケガ等により休業した場合の補償

休業補償

##### 休業補償保険金

業務中のケガ、業務上の病気で就業不能となったとき

\* 支払期間は保険証券記載の限度日数内

#### ケガ等により治療を受けたときの補償

治療諸費用

##### 治療諸費用補償保険金

業務中のケガ、業務上の病気で、治療を受けたとき

例えば、通院時の交通費や入院時の個室利用による差額ベッド代、治療にかかわる公的医療保険制度の一部負担分や先進医療を受ける際の費用をお支払いします。

注:「24 時間プラン」で加入された場合は業務中はもちろん就業外のケガも補償します。

### (3) 保険の給付内容と保険料

【就業中プラン】就業中（通勤途上における交通事故やケガを含む）の災害により身体に被った身体の障害に対して保険金をお支払いいたします。

給付内容	Aプラン	ASプラン	Bプラン	BSプラン	Cプラン
死亡補償保険金	925万円	1,100万円	1,950万円	2,150万円	2,960万円
後遺障害補償保険金	(最高) 925万円	(最高) 1,100万円	(最高) 1,950万円	(最高) 2,150万円	(最高) 2,960万円
休業補償保険金(日額)	5,000円	5,000円	10,000円	10,000円	15,000円
治療諸費用補償保険金	(限度額) 30万円	—	(限度額) 50万円	—	(限度額) 100万円
月額保険料	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円

(注1) 休業補償保険金日額（てん補期間180日、免責0日） (注2) 業務外のケガの場合は保険金をお支払いできません。

(注3) 規模割引10%適用（加入者数によっては、保険金額が変更される場合がありますので、予めご了承ください。）

【24時間プラン】業務中はもちろん就業外の事故（24時間）のあらゆる災害により身体に被った身体の障害に対して保険金をお支払いいたします。

給付内容	A①プラン	AS①プラン	B①プラン	BS①プラン	C①プラン
死亡補償保険金	640万円	750万円	1,330万円	1,460万円	1,998万円
後遺障害補償保険金	(最高) 640万円	(最高) 750万円	(最高) 1,330万円	(最高) 1,460万円	(最高) 1,998万円
休業補償保険金(日額)	5,000円	5,000円	10,000円	10,000円	15,000円
治療諸費用補償保険金	(限度額) 30万円	—	(限度額) 50万円	—	(限度額) 100万円
月額保険料	1,500円	1,500円	3,000円	3,000円	4,500円

(注1) 休業補償保険金日額（てん補期間180日、免責0日）

(注2) 規模割引10%適用（加入者数によっては、保険金額が変更される場合がありますので、予めご了承ください。）

加入年齢	A・A①プラン		AS・AS①プラン		B・B①プラン		BS・BS①プラン		C・C①プラン	
	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
68歳まで	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
69歳～74歳	×	×	○	○	×	×	○	○	×	×
75歳～80歳	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×
81歳～84歳	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×

(注1) 毎年6月1現在の年齢で判断します。なお、85歳以上の方のお引受けはできませんのでご了承ください。

(注2) 上記は電気技術者（発電所、変圧・変電所以外）の方の月額保険料です。それ以外の職種の場合は取扱代理店までお問い合わせください。

### (4) 加入手続きの方法

添付の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、返信用封筒でお送りください。

### (5) 申込み締切日および保険期間

#### 1. 申込み締切日

毎月20日を申込み締切日といたします。（中途加入も承りますが、別途、取扱代理店にお問い合わせください。）

#### 2. 保険期間

2022年6月1日午後4時より2023年6月1日午後4時まで

※中途加入の場合は、申込日の翌月1日午前0時より2023年6月1日午後4時まで

### (6) 保険料

加入保険料のお支払いは、協会費と共に協会へお振込みください。

## (7) 引受保険会社からのお知らせ

お支払いする保険金について（業務災害安心総合保険 ※天災危険補償特約付帯）（24時間プランで加入する場合は業務中はもちろん就業外のケガも補償します。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い方法	保険金をお支払いできない主な場合
死亡補償保険金	補償対象者が業務に従事している間（通勤途上を含みます。）に被った身体の障害が原因で、身体の障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。	保険金額の全額をお支払いします。 ●同一人の身体の障害に対して、既に支払った後遺障害補償保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。	●下記が原因である補償対象者が被った身体の障害や下記の症状の場合には保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意または重大な過失 ②自殺行為（ただし、自殺行為の原因を問わず、労災保険法等によって給付が決定された場合はお支払いします。） ③犯罪行為、闘争行為 ④無資格運転中、酒気帯び運転中（酒酔い運転中を含む）、麻薬等服用時の運転中の事故 ⑤疾病または心神喪失（ただし、次の場合は保険金をお支払いします。 イ）業務に起因して生じた症状に該当する場合 ロ）労災保険法等によって給付が決定された脳血管疾患および虚血性心疾患等に該当する場合） ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術やその他の医療処置（ただし、チャブ保険が保険金を支払うべき身体の障害を治療する場合はお支払いします） ⑧戦争、外国の武力行使、暴動等 ⑨核燃料物質の有害な特性、またはその特性による事故 ⑩頸部症候群（「むちうち症」）、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的所見のない症状 ⑪風土病 ⑫職業性疾病 ⑬補償対象者の故意または補償対象者の重大な過失 ⑭身体の障害を被った時が保険期間中でない場合など
後遺障害補償保険金	補償対象者が業務に従事している間（通勤途上を含みます。）に被った身体の障害が原因で、身体の障害を被った日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。	後遺障害の程度（第1級～第14級）に応じて、保険金額を限度に次のとおり保険金をお支払いします。 ●保険金額×100%～4%	
休業補償保険金	補償対象者が業務に従事している間（通勤途上を含みます。）に被った身体の障害が原因で、身体の障害を被った日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合。	保険証券記載の限度日数内の就業不能期間に対し、次のとおり保険金をお支払いします。 ●休業補償保険金日額（1日あたりの所得額を限度）×対象日数 ●就業不能とは、身体の障害を被った時に就いていた職務をまったく行えない状態をいいます。 ●保険証券記載の免責期間は、休業保険金のお支払い対象日数に含まれません。	
治療諸費用補償保険金	補償対象者が業務に従事している間（通勤途上を含みます。）に身体の障害を被り、それがもって医師の治療を受けた場合	身体の障害を被った日からその日を含めて365日以内に被保険者が負担した次の費用のうち妥当と認められた金額をお支払いします。 ①公的医療保険制度における一部負担金 ②差額ベッド代（1日あたり30,000円限度） ③①②以外に病院に支払った費用のうち先進医療等に該当するもの ④治療を受けるために要した交通費（家族の交通費を含みます。） ⑤医師の指示により行った治療に関わる費用、医師の指示で購入した薬剤、医療器具等の費用 ⑥補償対象者が「労災各法規の適用事業の労働者および被保険者等でない者」である場合で、公的医療制度の給付が業務による負傷で対象にならないときは補償対象者が治療のために病院等に支払った額をいいます。 ●保険証券記載の保険金額を限度とします。	●上記に加え、下記の費用については保険金をお支払いできません。 ①労働者災害補償制度により支給された費用 ②第三者からの賠償金で負担される費用 ③高額療養費制度などの補償対象者の負担を軽減するために給付される費用
<p>「補償対象者」とは、被保険者の行う業務に従事する方で保険証券記載の方をいいます。  「身体の障害」とは、業務上のケガまたは業務に起因して生じた所定の症状、労災保険法等による給付決定がされた脳・心臓疾患をいいます。（ただし死亡補償保険金の支払対象となる症状は特約に定めた症状をいいます。）</p>			

※お申込みに際しては、補償内容等がお客様のご意向に沿ったものであることをご確認のうえ、重要事項説明書を必ずお読みください。

事故が起こったとき

事故が発生した場合には、直ちに取扱代理店またはチャブ保険までご連絡ください。

取扱代理店

引受保険会社



エムズコーポレーション株式会社

〒981-0904 仙台市青葉区旭ヶ丘1丁目3番14号  
TEL: 022-779-5665 FAX: 022-779-5660

Chubb 損害保険株式会社

東北支店

〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町1丁目9番1号  
仙台トラストタワー

Tel: 022-262-7791 (代) <https://www.chubb.com/jp>

L2210186

団体名 一般社団法人 東北電気管理技術者協会

東北電気管理技術者協会会員の皆様へ

# 受電設備補償制度

「火災・落雷・水災・風雪害・破損」その他の偶然な事故を  
原因として災害が発生した場合

補償の範囲は、責任分界点から受電設備の低圧開閉器2次側端子まで

動産総合保険（新価特約付き）＋ 施設賠償責任保険

.....

東北電気管理技術者協会が保険契約者となり、会員の皆様が被保険者とした動産総合保険および賠償責任保険を保険会社と締結しています。

.....

## 補償内容

### お客様の機器に対して

「火災・落雷・水災・風雪災・破損」その他の偶然な事故を原因として  
受電設備に損害が発生した場合

- 1事故限度額 **200万円** / 期間中 **4,000万円**  
(免責金額2万円) (免責金額2万円)

(注) 損害額の算定はその損害が生じた地および時における再調達価額によって決まります。

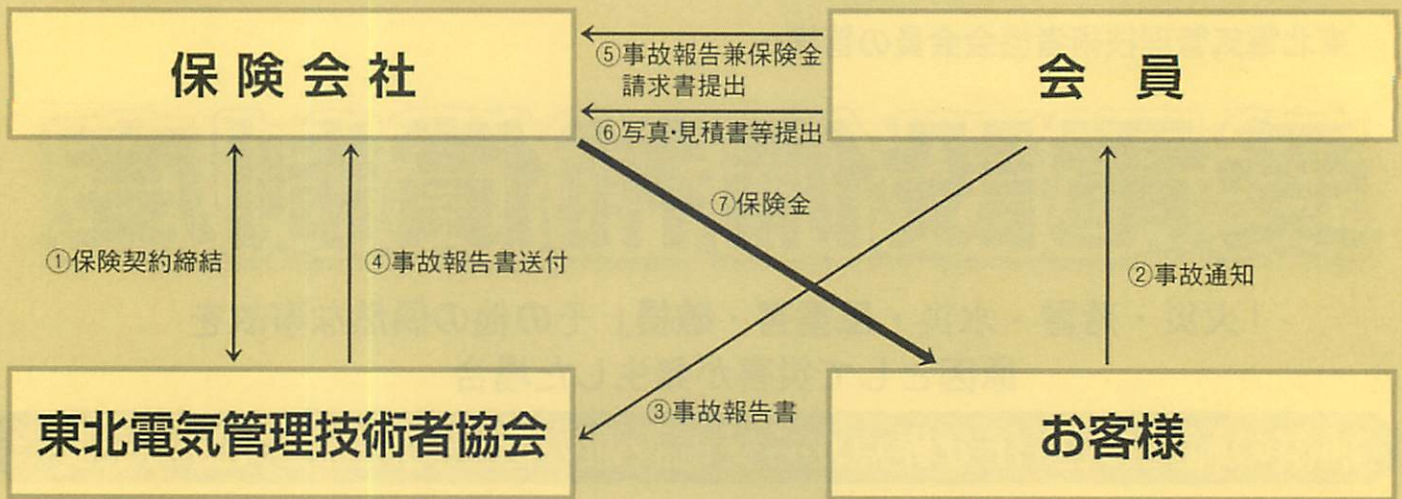
### お客様以外の第三者への損害賠償に対して

施設・設備の、所有・使用・管理に起因して不測かつ突発的な事故によりお客様以外の第三者へ波及損害が発生し、法律上の賠償義務が生じた場合

- 対人・対物共通支払限度額 **1,000万円**  
(免責金額2万円)

(注) 保険期間：2022年8月1日より1年間

# 保険金請求・支払フロー



動産総合保険の場合

## ご注意

- お客様が火災保険・機械保険や動産総合保険に加入している場合は、お客様の保険を優先して適用します。
- 保険金請求が第三者の行為によって被害を被った場合、第三者に対し求償権を行使する場合があります。

こんなときに  
保険金をお支払い  
いたします。

動産 総合保険	火災、落雷、破裂・爆発、風雪災、盗難、破損、輸送中に生じた事故、水災、水道管の破裂、騒じょう、その他の偶然な事故によって受電設備に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
施設賠償 責任保険	管理・所有・使用している受電設備の欠陥・不備によって他人の身体の障害や財物の損壊を発生させたため、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

お支払いする  
保険金

動産 総合保険	●受電設備の損害額(免責金額2万円を控除します) ●残存物取片づけ費用 — 損害保険金の10%の範囲で、実際に支出された額となります。 ※臨時費用補償対象外
施設賠償 責任保険	●損害賠償金(免責金額2万円を控除します) ●緊急費用(応急手当、病院への護送費用など) ●争訟費用(弁護士報酬など) ●求償権保全、行使費用

保険金を  
お支払いできない  
主な場合

動産 総合保険	●保険契約者、被保険者の故意または重過失 ●機器自体の欠陥、自然消耗、さび、かび、むれ、変質、変色、ねずみ虫食い等 ●戦争、暴動 ●保険の対象の加工着手後に生じた損害 ●差押え、没収など公権力の行使 ●詐欺、横領 ●電氣的、機械的事故(火災発生の場合は補償されます) ●地震、噴火、津波 ●修理、清掃作業中の過失、技術の拙劣による事故 ●改修指摘日から3か月以内に改修がなされていない機器に生じた損害 ●昭和51年以前に製造された高圧ケーブル
施設賠償 責任保険	●保険契約者、被保険者の故意 ●地震、噴火、洪水、津波等の天災 ●被保険者が所有、使用、管理する財物の損壊 ●給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気および水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出による財物損壊 ●屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物損壊 ●修理、改造、取壊し等の工事 ●自動車、昇降機に起因する損害など

※被保険者は東北電管協会管理の需要家全員・東北電気管理技術者協会の会員全員。

このちらしは、動産総合保険、施設所有(管理)者賠償責任保険の概要を説明したものです。詳しい内容は、東北電気管理技術者協会もしくはエムズコーポレーション株式会社までお問い合わせ下さい。